

委員長 赤星 行人
厚生委員会

昭和六十年十二月十三日

三 理由 由 には、調査結果を要するもの

二 付託年月日 昭和六十年十二月十一日（第四回福生市議会定例会）

一 件 名 陳情第六十一号 国立病院・療養所の充実に関する陳情書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もお継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もお継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

一件 名 陳情第六十一号 国立病院・療養所の充実に関する陳情書

二 付託年月日 昭和六十年十二月十一日（第四回福生市議会定例会）

三 理由 由 なお、慎重に調査研究を要するため

昭和六十年十二月十三日

厚生委員会

委員長 赤星 行人

福生市議会議長

森田 治男 殿

福生市議会
昭和六十年十二月十六日

議員 志 星 谷 人
議長 委員会

昭和六十年十二月十三日

三 理 由 公 道 なる調査報告を提出するもの

二 付託年月日 昭和六十年十二月十一日（福岡県議会臨時会）

一 件 名 昭和六十年十二月十一日（福岡県議会臨時会）

本委員会は、審査中の事件について、賛成多数で閉会中もなお継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、賛成多数で閉会中もなお継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

一件 名 陳情第六十一四号 大型間接税の導入とりやめを求める陳情書

二 付託年月日 昭和六十年十二月十一日（第四回福生市議会定例会）

三 理 由 なお、慎重に調査研究を要するため

昭和六十年十二月十六日

総務委員会

委員長 井 上 寅 吉

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もお継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

- 一件 名 陳情第六十一号 母子保健法改定に関する陳情書
- 二 付託年月日 昭和六十年十二月十一日（第四回福生市議会定例会）
- 三 理 由 なお、慎重に調査研究を要するため

昭和六十年十二月十三日

厚生委員会

委員長 赤 星 行 人

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

新石川町長
新石川町副町長
新石川町議会議長
新石川町議会議員

委員長
委員
副委員長
副委員

昭和六十一年十二月十三日

一 行政機構について

二 広域行政圏について

三 学校教育について

四 社会教育について

五 建設委員会

特定事件継続調査事項表

(昭和六十一年十二月二十日 第四回定例会第三日目)

総務委員会

- 一 行政機構について
- 二 広域行政圏について
- 三 学校教育について
- 四 社会教育について

建設委員会

- 一 下水道について
- 二 区画整理について
- 三 商工業振興対策について
- 四 駐車場対策について
- 五 公害対策について

厚生委員会

- 一 福祉対策について
- 二 防災対策について
- 三 じん芥、し尿対策について
- 四 保健衛生対策について
- 五 交通安全対策について

一 大日本帝國憲法
二 明治憲法
三 大日本帝國憲法
四 明治憲法
五 大日本帝國憲法
六 明治憲法
七 大日本帝國憲法
八 明治憲法
九 大日本帝國憲法
十 明治憲法

一 大日本帝國憲法
二 明治憲法
三 大日本帝國憲法
四 明治憲法
五 大日本帝國憲法
六 明治憲法
七 大日本帝國憲法
八 明治憲法
九 大日本帝國憲法
十 明治憲法

一 大日本帝國憲法
二 明治憲法
三 大日本帝國憲法
四 明治憲法
五 大日本帝國憲法
六 明治憲法
七 大日本帝國憲法
八 明治憲法
九 大日本帝國憲法
十 明治憲法



